

議案第15号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

タブレットパソコン 2, 135台

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

107, 107, 000円

4 取得に係る相手方

千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店

支店長 堀 裕 二

令和2年8月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五